

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部
障害のある学生に対する基本方針

基本姿勢

八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部は、「カトリック精神に則る道德教育を施し、高潔なる人格の完成を期し、現代社会が要請する有為な人材を育成すること」という建学の精神に照らし、障害のある人に対しても開かれた大学であり続けます。障害のある学生に対して他の学生と同等の修学の機会を提供し、主体的な大学生活を送ることができるように、「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」そのほかの法令の定めに基づき、文部科学省所管事業分野における「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応方針（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）」に則して、必要かつ適切な修学支援を行います。

基本方針

- 1 特別支援室を窓口として、学部・学科、学内関係部署及びすべての教職員が連携し支援活動を展開します。（支援体制）
- 2 障害のある学生が、障害のない学生と等しい条件のもとで、学生生活が送れるように合理的配慮を提供します。（機会の確保）
- 3 障害のある入学希望者や在籍する障害のある学生に対しての受け入れ姿勢や方針などの情報を公開し社会に対する説明責任を果たします。（情報公開）
- 4 学生相談・特別支援室が中心となり、修学支援及び環境整備に関する学内関係者への助言、調整、研修等を行い理解と体制の推進に務めます。（理解促進及び体制の推進）
- 5 障害のある学生に対する修学支援及び環境整備は、原則として本人及び保護者の要請に基づき行い、本人及び保護者と共通理解・合意形成を図った上で決定します。なお、本人から意思の表明が困難な場合においても、教職員が適切な機会を通じた対話等で、申し出ができるように配慮に努めます。（決定過程）。
- 6 合理的配慮の内容は、障害のある学生の状態や特性など個別性を意識し、医師及び専門家の判断等を勘案し柔軟に対応します。（支援内容）。